

農林水産省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
110	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名)この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。	獣医師法第22条(第6号様式)	農林水産省	岡山県、中国地方知事会		<p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県</p> <p>○①獣医師法第22条の届出をオンライン化することには賛成であるが、下記のトラブル等が想定されると考えられるのでその対応方法を決めておく必要がある。 ・給付金のオンライン申請のように入力ミスが続出し、その修正等で業務量が通常より増大する可能性あり ・個人情報の流出事故が発生した場合(都道府県又は国) ・高齢の獣医師が、オンライン手続きに対応できない場合 →一葉書等による届出とオンライン届出が混ざると事務が煩雑になる可能性大 ・届出は、獣医師→家畜保健衛生所→都道府県畜産主務課→国のルート →オンライン化のシステム構築に、全ての都道府県が対応できるか?システム構築には専門業者に委託する必要あり ②第22条の届出は、獣医師会経由で、届出葉書が対象者に送付され、県に提出される。オンライン化には獣医師会とのコンセンサスが必要。 ○当県では、獣医事を担当する専任の職員はおらず、獣医師の他、家畜衛生、動物薬事等の業務を担当1名で行っている。獣医師の数が年々増加する中、届出の数も増加し、それに比例して取りまとめ業務が増しているのが現状である。(届出数:平成26年217名、平成28年227名、平成30年247名) 本届出の事務対応は、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い時期であるとともに、年度末の多忙な時期とも重なることから、業務量削減のためのオンライン化を図り効率に処理を行う必要があると考える。また近年、当県においては女性獣医師職員の割合が増加しており、産休や育児休暇等で欠員が出た場合にも、オンラインでデータベース化されていれば、速やかな欠員補充が可能と考える。 ○当県では、県内に在住する獣医師からの届出率を向上させるため、届出期間が開始する前までに新聞広告による周知を行うとともに、県獣医師会に対し、会員への周知について協力を要請している。この中で、平成30年度の届出者691名のうち、年齢が50歳を超える獣医師は383名(55.4%)となっている。また、届出書は県内3つの家畜保健衛生所で回収するが、前回の届出者から提出がない場合の確認や届出内容の集計など、それぞれの家畜保健衛生所での業務負担は生じている。届出制度のオンライン化について、基本的には賛成の意見だが、県内における獣医師の年齢構成では、相当数の獣医師についてオンライン化への対応が困難と想定される。このため、オンライン化により家畜保健衛生所の業務負担が軽減するか不透明な部分がある。 ○届出書のとりまとめへの業務量の負担が大きいため、オンライン化が必要と考える。 ○当県においても、県内約520名分の届出について、県家畜保健衛生所(5所)とA市とで処理しており、事前周知や回収から取りまとめ、入力作業に1所当たり約20～50時間を要しているほか、内容不備や未提出者への催促、死亡者への対応等にも数時間を要している。また、国への報告作業にも5時間程度を要している。獣医師側からもオンライン化の要望を受けている。 ○当団体においても当該業務は、約2千件を書面で受け付け、整理し、記載内容全項目を個別にデータ入力、さらに分類集計の上、書面とデータを揃えて受付締切後約1か月以内に国へ報告しているが、担当者は他業務を兼務しており、非常に負担となっている。また、新型コロナウイルスまん延防止対策も考慮するとオンライン化を強く求めるものである。 ○当県においては、平成30年12月31日時点で355名の獣医師の届け出があり、提出書類のとりまとめ及び集計に多くの時間を要している。また、集計期間である1月から2月には、全国的に家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が危惧され、全国の畜産担当主務課は本病の発生防止及び防疫対応に万全を期する必要がある。届出の原則オンライン化による事務作業の効率化は、取りまとめを担当する自治体の事務負担を軽減するとともに、家畜伝染病の発生予防業務により多くの時間を割くことが可能となる。 ○当県においても、当該届出の県経由に伴い膨大な事務が生じている。(届出書の回収・整理、内容の確認、届出概況表への入力作業等) 平成28年723件、平成30年805件と届出件数も増加しており、今後も届出数の増加による業務量の増が想定される。 ○当県でも、県内の獣医師からの回収業務、取りまとめ、報告の処理に膨大な時間を要している(平成30年度は351名分を2名で処理)。紙での届出を入力する際に、エラーが出ることも多く、また、人によって回答の基準が異なり確認作業が必要となることもあり、より多くの時間を要する。作業負担を減らすとともにデータを有効に活用するため、オンライン化がよいと思われる。 ○紙ベースの届出票を、県内3か所の家畜保健衛生所で、回収・取りまとめ事務を行った後、県庁で全データを整理・集計して、国への報告を行っている。取りまとめ作業では、届出票の記入漏れや誤記を、電話で届出者に確認するなど、煩雑で効率の悪い部分も多く、オンライン化されることで業務の効率化が期待される。</p>	獣医師法(第22条)に基づく届出については、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和2年3月27日農林水産省行政情報(令和4年度畜産部)において令和4年度までに行政手続きのオンライン化率100%を目指すこととしていることを踏まえて対応する。	獣医師法第22条に基づく届出は2年ごとの報告年であり、直近では令和2年末時点、次回は令和4年末時点の状況報告となるが、オンライン化導入の時期について、具体的なスケジュールを示していただきたい。また、オンライン化の具体的な内容については、各獣医師がオンラインで報告し、その情報が都道府県を経由せず、直接データ収集システム(データ管理システム)へ集積されるシステムと想定しているが、その認識で良いか教えていただきたい。また、届出のオンライン化に加え、オンラインで提出された届出内容のデータベース化及びデータの有効活用が出来るシステムの構築についても提案しているが、これらについても対応いただけるという認識で良いか、またその具体的スケジュールについて教えていただきたい。(届出のオンライン化が実現されてから対応する、もしくはオンライン化と並行して対応する等)		

農林水産省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				<p>農林水産省デジタル・ガバメント中期計画において、申請者が、各種行政手続等をオンラインで行える共通申請サービスについて、2021年度から本格運用し、2022年度中には原則として農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにすることとされていることを踏まえ、令和4年度の届出からオンライン化することを目指している。なお、届出のオンライン化により、都道府県の財政負担は発生しない。オンライン化の具体的な内容については検討中であるが、農林水産省共通申請システムを活用し、オンラインで届出された内容を都道府県において確認することを検討している。</p> <p>また、届出内容のデータベース化した際の活用例として、現在就業していない獣医師の就業意思を届出の際に確認し、欠員補充に有効活用することが挙げられているが、個人情報の取扱いを含め、本届出システムをどこまで活用することが可能か検討してまいりたい。</p>	<p><令2> 5【農林水産省】 (2)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 ・令和4年度の届出からオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 5【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令4> 5【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に追加する。 [措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号))]</p>	<p>【令和2年対応方針前段、令和3年対応方針】</p> <p>農林水産省共通申請システムへ本届出を実装する。</p> <p>オンライン化による届出の場合の都道府県経由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討を行う。</p>	<p>令和5年1月</p> <p>令和5年中</p>	<p>令和4年度の届出からオンライン化した。</p> <p>都道府県経由事務の在り方については、初回のオンライン届出(令和4年度届出)を踏まえた都道府県の意向を調査するため、令和5年5月に、都道府県向けのアンケートを実施した。</p>	<p>措置済み</p> <p>令和4年度の届出実施状況及び都道府県への意見聴取を踏まえ、経由事務の在り方について令和5年中に結論を得る。</p>
					<p>【令和2年対応方針後段、令和4年対応方針】</p> <p>データベース化による届出情報の具体的な活用方法の要望について調査を実施するとともに、本届出システムをどこまで活用することが可能か検討する。</p>			<p>データベース化による届出情報の具体的な活用方法の要望についての調査を実施し、とりまとめを行った。とりまとめた結果を踏まえて、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、届出様式を改正し、令和4年度の届出から改正後の様式で行うこととした。</p>	